

山口市新本庁舎等基本設計・実施設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山口市新本庁舎等基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、本市が計画している新本庁舎等の建設工事に係る基本設計及び実施設計業務等を委託するに当たり、令和元年6月に策定した「山口市新本庁舎整備基本計画」及び本市の地域特性、周辺環境との調和等を十分に理解した上で、柔軟かつ高度な発想力及び設計能力並びに豊富な経験を有し、実現性が高く優れた設計を行うことのできる設計者を受託候補者として特定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

山口市新本庁舎等基本設計・実施設計業務

(2) 業務内容

山口市新本庁舎等建設に係る工事（新本庁舎、新立体駐車場、屋外整備及び既存建築物解体）の基本設計及び実施設計業務等

詳細は、「山口市新本庁舎等基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年12月24日（金）まで
（各種申請手続き等に要する期間を含む。）

(4) 委託料上限額

327,471千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 発注者

山口市

3 山口市新本庁舎整備事業の概要及びスケジュール

(1) 建物規模

- ・新本庁舎：延床面積約20,000㎡
（1階屋内駐車場想定床面積約3,600㎡を含まず。）
- ・新立体駐車場：3層4段、450台分、延床面積約8,100㎡

(2) 概算事業費

約135億円

（新本庁舎建設費、新立体駐車場建設費、屋外整備費及び既存建築物解体費。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) スケジュール（予定）

- ・基本設計・実施設計（本業務）… 令和元年10月～令和3年12月
- ・中央駐車場等解体工事…………… 令和3年度

- ・新本庁舎建設工事…………… 令和3年度～令和6年度
- ・現本庁舎解体工事…………… 令和6年度～令和7年度
- ・新立体駐車場工事及び屋外整備… 令和7年度～令和8年度

(4) その他事業概要

「山口市新本庁舎整備基本計画」のとおり。

4 受託候補者の特定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 評価主体

有識者及び本市職員で構成する「山口市新本庁舎等基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会（11名、以下「評価委員会」という。）」において、以下のとおり評価を行い、受託候補者1者及び次点受託候補者1者を選定する。

なお、評価の公平性を確保するため、委員の公表は、第二次審査の際に行う。

(3) 選考手順

① 第一次審査（書類評価）

評価委員会は、第一次審査資料により、応募者を客観的に評価し、第二次審査資料の提出を要請する者を10者以内で選定する。

② 第二次審査（公開プレゼンテーション等）

評価委員会は、公開プレゼンテーション及びヒアリングにより、第二次審査資料の内容や設計意欲等について総合的に評価を行い、第一次審査の得点との合計点により、受託候補者及び次点受託候補者を選定する。

なお、第二次審査の実施日は、令和元年9月29日（日）を予定しているが、詳細は改めて該当者に通知する。

(4) 受託候補者の特定

評価委員会による評価結果について、本市職員により構成する「山口市新本庁舎等基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」の審査を経て、最終的に受託候補者及び次点受託候補者を特定する。

5 参加資格

(1) 基本的要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は設計共同企業体とし、次の①から⑦に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、設計共同企業体の場合にあっては、全構成者がこの基本的要件を満たさなければならない。

- ① 令和元年8月1日時点において、山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱に規定する建築関係建設コンサルタント業務の建築一般について競争入札参加資格を有していること。

- ② 本要領の公表の日から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 参加表明書の提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑥ 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

(2) 企業実績に関する要件

平成16年4月1日以降に、日本国内において、地方公共団体が発注した庁舎の新築、改築、増築に関する基本設計又は実施設計のうち、延床面積が10,000㎡以上の業務を元請として受託し、本要領の公表日現在において当該設計業務が完了している実績を有するものであること（設計共同企業体で受託した場合は、代表構成者として参画した業務の実績であること。）。

なお、増築の場合は、増築にかかる部分の延床面積が、また複合施設の場合は、庁舎にかかる部分の延床面積が、それぞれ10,000㎡以上であること。

6 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者(*)は、次に掲げる資格等を全て満たすこと。
 - ① 一級建築士の資格を有すること。
 - ② 応募者（設計共同企業体にあつては代表構成者）の組織に所属しており、直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
 - ③ 平成16年4月1日以降に、日本国内において、地方公共団体が発注した庁舎の新築、改築、増築に関する基本設計又は実施設計のうち、延床面積が10,000㎡以上の業務に管理技術者として携わり、本要領の公表日現在において当該設計業務が完了していること。なお、増築の場合は、増築にかかる部分の延床面積が、複合施設の場合は庁舎にかかる部分の延床面積が、それぞれ10,000㎡以上であること。
- (2) 各分担業務分野の主任担当技術者(*)をそれぞれ1名ずつ配置できること。管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は兼任できない。

- (3) 各分担業務分野(*)の主任担当技術者は、次に掲げる条件を満たすこと。
- ① 建築（総合）主任担当技術者
 - 1) 一級建築士の資格を有すること。
 - 2) 応募者（設計共同企業体にあつては代表構成者）の組織に所属しており、直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
 - ② 建築（構造）主任担当技術者
 - 1) 構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ③ 建築設備（電気）主任担当技術者及び建築設備（機械）主任担当技術者
 - 1) 設備設計一級建築士の資格、又は建築設備士の資格を有すること。ただし、建築設備（電気）主任技術担当者、建築設備（機械）主任担当技術者のいずれか1人は設備設計一級建築士の資格を有すること。
- (4) 建築（総合）分野の再委託は禁止とする。ただし、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については事前に本市の承認を得たときは、この限りでない。

- (*)
- ・「管理技術者」とは、業務の管理及び統括を行う者をいう。
 - ・「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。
 - ・「分担業務分野」の分類は、下表による。なお、応募者において、これ以外の分野を追加する場合は、参加表明書及び第一次審査資料提出時に、様式11により当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。この場合において当該技術者の評価（第一次審査）は行わない。また、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定することはできない。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同「構造」
建築設備（電気）	同「設備」のうち、「電気設備」
建築設備（機械）	同「設備」のうち、「電気設備」以外

7 参加手続等

(1) 実施要領等の配布

本要領、特記仕様書及び関係資料は、本市公式ウェブサイトからダウンロードすることができる。

(2) スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、下表のとおりとする。

日 程	内 容
令和元年 7 月 1 7 日 (水)	実施要領等の公表
令和元年 7 月 3 0 日 (火)	参加表明書及び第一次審査資料に関する質問書の提出期限
令和元年 8 月 1 日 (木)	参加表明書及び第一次審査資料に関する質問書への回答期限〔本市〕
令和元年 8 月 2 日 (金)	参加表明書及び第一次審査資料の提出期限
令和元年 8 月 1 6 日 (金)〔予定〕	第一次審査結果通知及び第二次審査参加要請書等の送付
令和元年 9 月 6 日 (金)	第二次審査資料に関する質問書の提出期限
令和元年 9 月 1 3 日 (金)	第二次審査資料に関する質問書への回答期限〔本市〕
令和元年 9 月 1 7 日 (火)	第二次審査資料の提出期限
令和元年 9 月 2 9 日 (日)〔予定〕	第二次審査 (ヒアリング評価)
令和元年 1 0 月 2 日 (水)〔予定〕	第二次審査結果の通知・公表
令和元年 1 0 月中旬	契約の締結

(3) 参加に関する制限

- ① 各応募者からの応募は 1 点のみとする。
- ② 一の応募者の協力事務所は、本プロポーザルに応募者として参加することはできない。また、他の応募者の協力事務所になることもできない。
- ③ 提出した参加表明書及び第一次審査資料、又は第二次審査資料の差し替え等は認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定技術者が病休、死亡等のやむを得ない理由により変更する場合で、本市の承諾を得た場合は変更が行えるものとする。

(4) 事務局

- ① 担 当：山口市総務部本庁舎整備推進室
- ② 所在地：〒753-8650 山口県山口市亀山町 2 番 1 号
- ③ 電 話：083-934-4151
- ④ F A X：083-934-2944
- ⑤ e-mail：honchosha@city.yamaguchi.lg.jp

8 参加表明書及び第一次審査資料に関する質問書の提出

(1) 提出書類

参加表明書及び第一次審査資料に関する質問書（様式1）により作成し、提出すること。

(2) 提出先及び方法

- ① 提出先 事務局
- ② 期間 本要領公表の日から令和元年7月30日（火）まで
- ③ 方法 電子メールにより受付ける。電子メール以外での質問は受付けない。

(3) 回答

質問書への回答は、令和元年8月1日（木）までに、本市公式ウェブサイトにて随時掲載する。なお、この回答は、本要領の補填、追加、又は修正とみなすこととする。

9 参加表明書及び第一次審査資料の提出手続き

参加表明書（様式2）及び第一次審査資料（様式3～様式12）は、次により提出すること。

(1) 提出書類一覧（各1部）

提出書類	様式
参加表明書	第2号
参加資格・業務条件確認資料	第3号
応募者の技術者・資格	第4号
応募者の業務実績	第5号
管理技術者の経歴等	第6号
建築（総合）主任担当技術者の経歴等	第7号
構造、電気設備、機械設備主任担当技術者の経歴等	第8～10号
新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者の経歴等	第11号
協力事務所の概要	第12号

(2) 参加表明書及び第一次審査資料の作成要領

- ① 第一次審査資料は、様式番号順に綴り、クリップ（ダブルクリップ）止めで提出すること。
- ② 契約書や資格、受賞歴の写しなどの添付書類は、該当する様式の次ページに綴ること。
- ③ 設計共同企業体として参加する場合は、参加表明書及び第一次審査資料の提出時にその設置に関する協定書（様式は、国土交通省のホームページに掲載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成）を添付すること。
- ④ 各様式に作成要領を記載しているので、その要領を参考に資料を作成すること。

(3) 提出先及び方法

- ① 提出先 事務局
- ② 期 限 令和元年8月2日（金）午後5時15分まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。
郵送の場合は必ず配達証明書付きで送付し、期限内必着とすること。

(4) 第一次審査結果等の通知

参加資格要件の確認結果、並びに第一次審査結果及び第二次審査参加要請は、令和元年8月16日（金）〔予定〕に、応募者に通知する。

1 0 第二次審査資料に関する質問書の提出

(1) 提出書類

第二次審査資料に関する質問書(様式13)により作成し、提出すること。

(2) 提出先及び方法

- ① 提出先 事務局
- ② 期 間 本要領公表の日から令和元年9月6日（金）
- ③ 方 法 電子メールにより受付ける。電子メール以外での質問は受付けない。

(3) 回 答

質問書への回答は、令和元年9月13日（金）までに、本市公式ウェブサイトにて随時掲載する。なお、この回答は、本要領の補填、追加、又は修正とみなすこととする。

1 1 第二次審査資料の提出手続き及び評価

(1) 提出書類及び提出部数

第二次審査の参加要請を受けた応募者は、次により第二次審査資料（様式14-1～様式18）を、基本方針・基本計画及び関連資料を踏まえ「(3) 第二次審査資料の作成要領」に従って作成し、各15部提出すること。

(2) 提出書類一覧（各15部、参考見積書を除く）

提出書類	様式
第二次審査資料表紙	第14-1号
業務実施方針	第14-2号
設計工程計画書	第14-3号
特定テーマについての技術提案書	第15～18号
参考見積書（1部）	任意様式

(3) 第二次審査資料の作成要領

- ① 第二次審査資料は、様式番号順に綴り、通しページを余白下中央に付して、表紙を付した上で、クリップ(ダブルクリップ)止めで提出すること。
A3サイズの資料については、片袖折り(Z折り)にして提出すること。
- ② 特定テーマについての技術提案書(様式15～様式18)は、山口市新本庁舎整備基本計画を踏まえた上で、次のテーマについて提案すること。

- I. 新本庁舎の顔づくり
- II. これからの時代にふさわしい庁舎
- III. 安全安心な庁舎
- IV. 山口らしい庁舎

■各テーマの趣旨

I. 新本庁舎の顔づくり

新たな本庁舎整備を進める「現本庁舎及び中央駐車場の所在地」周辺は美術館、図書館、都市公園等の都市機能が集積するとともに、中心商店街との連続性を有している。こうした周辺環境の中で、新本庁舎整備を進めるに当たり、パークロードに面する敷地東側のエリアについては、新たな本庁舎の「顔」、玄関口となることが想定されることから、来庁者のアクセスや、周辺景観との調和、パークロード及び周辺エリアとの連続性・回遊性の確保による波及効果を創出することが重要である。

これらを踏まえ、周辺景観との調和や周辺施設との連携、賑わいの創出を考慮した建築計画の考え方について提案すること。

II. これからの時代にふさわしい庁舎

新本庁舎は、来庁者が利用しやすく、充実した行政サービスを効率的に享受できる施設とする必要があるとともに、AIやRPAなどの革新的な技術の採用や人口減少等の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるものとする必要がある。

将来の変化を見通した上で、来庁者にとって利用しやすく、同時に機能的・効率的な執務環境を実現できる「これからの時代にふさわしい庁舎」について、市民交流スペースも含めて提案すること。

III. 安全安心な庁舎

新たな本庁舎は、近年、国内各所で頻発する大規模な地震等による教訓等も参考としながら、災害発生時にあっても庁舎機能を維持し、災害対策機能、防災拠点機能を十分に発揮する必要がある。「安全安心な庁舎」として、その役割を果たすための諸室配置などの建築計画、構造計画、建築設備計画に関する考え方について提案すること。

IV. 山口らしい庁舎

県内で最も広い市域を擁する本市は、特色ある地域産品や、豊かな地域資源、地域活力に恵まれており、新本庁舎の整備に当たっては、これらをしっかりと利活用することにより、本庁舎自体が地域に根ざした施設として受け止められるとともに、本市の持つ歴史や文化、産業を広く発信するシティセールスの際、市民のシビックプライドを涵養する場として機能することも重要である。

また、山口の温暖な気候を生かしながら、自然光や外気の活用等による環境負荷の低減や省資源・省エネルギー化等を進め、地球環境や周辺環境にやさしい庁舎とするとともに、ライフサイクルコストの低減にも努めなければならない。

こうしたことを踏まえ、山口らしく、多くの市民に愛される本庁舎とするための方策について提案すること。

- 1) 各テーマごとに A3 横版片面 1 枚以内に文章で簡潔に記載すること。
 - 2) 文字の大きさ、行間などに配慮し、読みやすいものとして作成すること。
 - 3) 文字を補完するために最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とするが、設計の内容が具体的に表現されている設計図や模型、模型写真、透視図等は使用できない。
 - 4) 要求した内容以外の書類等については、これを受理しない。
 - 5) 受託候補者に特定した応募者の資料（様式 15～様式 18）は、本市公式ウェブページで公表する予定のため、公表できない内容は記載しないこと。
- ③ 参考見積書は、山口市長宛とし、様式は自由とする。ただし、A4 サイズ 1 枚とし、業務ごとの内訳金額が分かるように記載すること。

(4) 提出先及び方法

- ① 提出先 事務局
- ② 期限 令和元年 9 月 17 日（火）午後 5 時 15 分まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。郵送の場合は必ず配達証明書付きで送付し、期限内必着とすること。

また、公開用の資料として様式 15～様式 18 のデータ（MS-Word 又は PDF 形式）を電子メールにて送付すること。

1.2 審査の方法

(1) 第一次審査

評価委員会において、次の「■第一次審査評価基準表」の各項目を基準とした書類評価を非公開で行う。この書類評価により、第二次審査資料の提出を要請する者を10者以内で選定する。書類評価の結果については、全応募者（失格者を除く。）に対して通知するとともに、第二次審査資料の提出を要請する者に対しては第二次審査の日時、場所等を通知する。

■第一次審査評価基準表

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
事務所の評価	技術職員数	技術職員数を評価する。	25
	有資格者数	有資格者数を評価する。	
	同種・類似業務の実績	実績の区分及び件数について評価する。	
配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	管理技術者及び各主任担当技術者の保有資格の内容を評価する。	25
配置技術者の技術力	同種・類似業務の実績	管理技術者及び各主任担当技術者の実績の区分、件数、携わった立場、受賞歴について評価する。	36
	実務経験年数	管理技術者及び各主任担当技術者の実務経験年数を評価する。	14
合 計			100

(2) 第二次審査

① 評価項目

評価項目は次の「■第二次審査評価基準表」のとおりとする。

■第二次審査評価基準表

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
第一次審査の結果	第一次審査による得点		100
業務実施方針	業務の実施方針、取組体制等	業務実施方針及び取組体制等について、業務の理解度、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(工学的知見に基づく創造的な提案がなされているか等)及び実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、市民からの意見に柔軟に対応できる体制となっているか等)を総合的に評価する。	30
技術提案等	特定テーマに対する技術提案 4つの特定テーマについて提案内容の的確性、創造性、実現性等を総合的に評価する。 (配点内訳) I. 新本庁舎の顔づくり (50) II. これからの時代にふさわしい庁舎 (40) III. 安全安心な庁舎 (30) IV. 山口らしい庁舎 (20)		140
	取組意欲、基本計画の理解度	ヒアリング等を踏まえ、取組意欲、基本計画の理解度、提案価格等を総合的に評価する。	30
合 計			300

② 実施方法

- 1) 第二次審査は公開で行う。また、審査順については、抽選の上決定する。
- 2) 評価委員は、第二次審査資料の内容や業務の取組方針、設計意欲等について、ヒアリング結果を踏まえ、総合的に評価を行う。
- 3) 第二次審査の出席者は4名以内とし、本業務に配置予定の管理技術者及び建築(総合)主任担当技術者は必ず出席すること。
- 4) 特定テーマの説明、ヒアリングへの回答等については、本業務に配置予定の管理技術者又は建築(総合)主任担当技術者が行うこと。
- 5) プレゼンテーションソフト等を使用したスライド投影により説明するものとする。
- 6) スライド内容は、原則、提案書に記載された文章、写真、イラスト、イメージ図等の範囲内とする。ただし、提案書に記載された内容と同じ趣旨であれば、表現方法の変更や補足説明資料の使用を認める。
- 7) 傍聴者への資料配布は行わないため、スライド等を効果的に活用し、会場の傍聴者にも分かりやすい説明に努めること。
- 8) 追加資料の配布、拡大用紙(パネル)や白板の使用は認めない。
- 9) パソコン(パワーポイント等のプレゼンテーションソフト入り)は、応募者が用意すること。
- 10) プロジェクターについては、事務局で用意した機器を使用すること。
- 11) 第二次審査資料等の内容や設計意欲等について総合的に評価を行い、第一次審査の得点との合計点により、受託候補者及び次点受託候補者を選定する。同点の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、評価委員の多数決により選定する。

(3) 結果の公表

第二次審査の結果は、第二次審査を行った応募者に書面で通知するとともに、審査結果及び講評並びに受託候補者に特定した応募者の第二次審査資料のうち様式15～様式18を本市公式ウェブサイトで公表する。

1.3 設計業務委託契約

(1) 契約の締結

- ① 本市は、受託候補者に対して、本業務委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。ただし、受託候補者に事故等があり、交渉が不可能になったとき、交渉が不調に終わったとき、又は本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。
- ② ①の場合、本市は、次点受託候補者を交渉の相手方とするものとする。
- ③ 本市は、受託候補者との協議により具体的な業務内容及び契約条件を決定し、随意契約により本業務の委託契約を締結する。

(2) 委託契約

- ① 本業務の委託内容については、締結する委託契約書によるものとする。
なお、契約に当たっては、受託候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約金額を決定する。
- ② 契約締結時までに山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による指名の停止を受けたときには契約を締結しないものとし、この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

(3) 委託料の支払い

設計業務に対する委託料の各年度の支払いは予算の範囲内で下記のとおりとする。

■各年度支払

- ・令和元年度 基本設計部分前払金
- ・令和2年度 基本設計部分出来高払及び実施設計等部分前払金
- ・令和3年度 既払金を除く委託料の全額

(4) 受注資格の喪失

本業務を受託した者(協力を受ける他の者を含む)及び本業務を受託した者と資本・人事面等において関連があると認められた製造業又は建設業の企業は、本事業に係る全ての工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

- (*) 「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

1.4 著作権、意匠及び提出図書の取扱い

(1) 著作権及び意匠

提案書等の中で第三者の著作物を使用(本プロポーザルに関する公表、展示を含む。)する場合は、著作権法に認められた場合を除き、あらかじめ当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、全て応募者に帰属するものとする。

(2) 提出図書の使用

- ① 本市は本プロポーザルに関する公表、展示及びその他本市が必要と認めるときに、受託候補者の提案書等は無償で使用できるものとする。この場合、受託候補者名を明記する。
- ② 提案書等は、受託候補者の特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

15 その他

(1) 失格要件

次の要件の一つでも該当するものがある場合には失格とする。

- ① 提出書類が本要領等で示した提出方法又は条件に適合しない場合
- ② 提出期限内に必要な書類の提出がなかった場合
- ③ 提出書類に本要領等で示した表現以外の表現方法が用いられている場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 応募者及びその関係者が、他の応募者へのヒアリングを傍聴した場合
- ⑥ その他、本要領等に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合
- ⑦ 本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合、その他参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) その他

- ① 提出書類に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができない。予定技術者の変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- ② 参加表明書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を事務局まで速やかに提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 手続において使用する言語及び通貨は、全て日本語及び日本国通貨とする。
- ⑤ 現地見学会は開催しない。個別に現地見学等を行う場合は、来庁者、近隣居住者及び通行人等に迷惑がかからないよう、十分配慮すること。
- ⑥ 本プロポーザルは、応募者の基本的な考え方及び新たな施設の建築に関する能力・技術力を、与えられた条件下における提案を通して総合的に評価するために行うものであり、具体の設計内容を求めるものではない。したがって、本プロポーザルにおける受託候補者の提案内容をそのまま採用するものではない。
- ⑦ 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ⑧ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例で規定する非公開文書に該当すると認められるもの以外は公開するものとする。